

「いばら」(第6回大逆事件サミット)でお会いしましょう

「大逆事件の真実をあきらかにする会」事務局長 山泉 進

兄・森近運平の無実を信じて、「大逆事件」の再審請求人となった森近栄子さんが亡くなられて50年が経とうとしています。奇しくも同じ年、1975年1月15日、同請求人であった坂本清馬さんが89歳で亡くなりました。この時にあたり、栄子さんと兄・森近運平の郷里である岡山県井原市で「大逆事件サミット」が開催されることに、歴史の運命のようなものを感じます。

「大逆事件」の死刑判決から50年に当たる1961年1月18日、坂本清馬と森近栄子の連名で、東京高等裁判所に再審請求書が提出されました。その市民的支援組織として、前年、東京に「大逆事件の真実をあきらかにする会」が結成されました。そして、ここ岡山県では、「あきらかにする会」の実行委員でもあった吉岡金市さんなどが中心となって「森近運平刑死50周年記念事業委員会」が結成され、記念碑建立や伝記刊行、再審請求の支援などの事業がとり行われました。森近家での裁判官による現地審理などその頃の映像を、「ある訴え」というタイトルで大阪朝日放送がルポルタージュとしてまとめ、1964年11月に放映しました。その映像が今回発見され、坂本清馬さん、森近栄子さん、森長英三郎弁護士たちの実際の姿を見ることができるようになりました。もちろん、今回のサミットでも上映する予定です。

再審請求は1965年12月1日、長谷川成二裁判長のもとで棄却されました。つまり、裁判のやり直しを求める訴えが、再審の審理にはいることなく門前で拒否されました。請求人と森長英三郎主任弁護人とする弁護人団9名は、直ちに最高裁判所に特別抗告をしました。しかし、最高裁判所大法廷は1967年7月5日、この訴えをとりあげることなく棄却の決定をおこないました。依然として「大逆事件」での死刑判決が有効であるという判断が、最高裁判所によって確認されたということになります。

森近運平は、自らの無罪を信じ、出獄後の温室栽培や農村自治、村有林の保存のことに思いを馳せていました。そして、この裁判を「世に類なき裁判」とであると批判し、「事件の真相は後世の歴史家が明かにして呉れる」とも書きのこしました。「大逆事件」における思想弾圧とその後の国民統制が、アジアへの侵略となり悲惨な戦争をもたらしたことを私たち忘れてはいけません。戦後80年、私たちはいまだ森近運平が遺言に託した、平等と自由な社会、平和な世界を実現させることができていません。

ここ「いばら」で、あらためて再審制度を見直し、人権と平和を求めた森近運平のさらなる復権に向けた新しい出発点にしましょう。

2025年8月6日 広島原爆投下の日